

令和6年第8回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和6年8月26日(月)午後1時30分から2時20分

2. 開催場所 安芸市役所2階会議室

3. 出席農業委員(12人)

会長	1番	内川	昭二
会長職務代理者	2番	大久保	暢夫
会長職務代理者	3番	樋口	なぎさ
	4番	西岡	秀輝
	5番	川島	一義
	6番	栗山	浩和
	7番	野村	勉
	8番	有澤	節子
	9番	福本	隆憲
	10番	公文	啓子
	12番	小松	昭則
	13番	小松	豊喜

4. 欠席農業委員(2人)

11番	千光士	伊勢男
14番	小松	昌平

5. 出席農地利用最適化推進委員(6人)

安芸町	渡辺	禎宏
川北	中平	秀一
土居	入交	大輔
井ノ口	西岡	大作
畑山	小松	光正
赤野	小松	幸宏

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3届出について
議案第2号	農地法第3条許可申請について
報告第3号	農地法第4条届出について
議案第4号	農地法第5条第1項許可申請について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について

議案第 6 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2 の農用地利用集積
計画（一括方式）決定について

議案第 7 号 非農地証明願について

その他

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	三宮 一仁
事務局次長兼振興係長	小松 亜矢
事務局農地係長	弘井 恭介

9. 会議の概要

会長 みなさんこんにちは。
台風が、近づいていておりますが、まだどうなるか分かりませんが、気を付けてください。それでは、これより本日の会議を開きます。
議事に入る前に、事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況を報告いたします。
定数 14 人、欠席 2 人、出席数 12 人でございます。
11 番千光士伊勢男委員、14 番、小松昌平委員より、それぞれ所用のため欠席の届出が出ております。
次に事務の概要報告をいたします。
8 月 28 日に第 101 回常設審議委員会が高知市で開催予定であり、内川会長が出席を予定しております。
また同日、市役所の方で担い手協議会、幹事会が開催される予定で、小松次長の方が出席の予定となっております。
以上で事務の概要報告を終わります。

会長 本日の定例会の日程は、本日 1 日限りしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）
はい、異議なしと認めます。
よって本定例会の日程は本日 1 日と決定いたします。
会議規則第 21 条第 2 項の規定により、議事録署名委員に 樋口なぎさ委員及び西岡秀輝委員を指名いたします。

それでは、報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届け出について、事務局が説明をいたします。

事務局 はい。議案書の方は 1 ページをお開きください。
(小松) 報告第 1 号農地法第 3 条の 3 届出についてです。
今回は 11 件の届出が出ています。

それでは届出番号 1 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は、記載のとおり、下山の一筆で面積は 317 m²です。
相続により所有権移転となったものであっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号 2 番です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は、土居及び僧津の 2 筆で、面積は合計 2,677 m²です。
相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号 3 番です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は記載のとおり、東浜ほかの 8 筆、面積は合計 7,398 m²です。
相続により所有権が移転となったもので、あっせん希望はありませんでした。

次に、届出番号 4 番です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は記載のとおり、伊尾木の 14 筆で面積は合計 5,386 m²です。
相続により所有権が移転となったので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号 5 番です。権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は、伊尾木ほかの 19 筆、面積は 2,807 m²です。
相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号 6 番です。
権利取得者は議案書に記載のとおりです。
届出地は記載のとおり、伊尾木の 1 筆で面積は 168 m²です。
相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号 7 番です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は、記載のとおり、下山の 1 筆で面積は 53 m²です。
相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号 8 番です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は記載のとおり、井ノ口の 4 筆で、面積は合計 78.91 m²です。
相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号 9 番です。権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は、記載のとおり、井ノ口の 9 筆で、面積は合計 2010.21 m²です。
相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号 10 番です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり、井ノ口の1筆で面積は1,121㎡です。
相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

最後に届出番号11番です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は記載のとおり、伊尾木の4筆で面積は合計5,719㎡です。
相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。
説明は以上です。

会長 ただいまの報告第1号について、質問意見等がございましたら、よろしくお願ひします。
ご意見がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思ひま
す。

続きまして、議案第2号、農地法第3条許可申請についてを議題として事務局が説明を
いたします。

事務局 議案第2号農地法第3条許可申請について説明いたします。
(小松) 議案書は7ページになります。今回は3件の申請がありました。
申請番号1番及び2番です。譲受人が同一ですので、あわせて説明いたします。
譲渡人、譲受人は、議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり、赤野の1筆ずつ
で、面積はそれぞれ932㎡と849㎡となっております。
売買による所有権移転の申請でナスの栽培を予定しております。
所在地につきましては、8ページに地図がございます。レストラン矢流跡地の北東方向
にある農地です。現地の写真をお配りしますのでご確認ください。
次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明
いたします。
まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は、これまで親が行っているナス栽培
の手伝いを行ってまいりました。7月から営農を開始しており、今回の申請地でもナスの
栽培を予定していて、後継者として農業経営を行っていく予定です。
農作業に従事する家族等の状況から見て、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するも
のと思込まれます。
次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので適用ありません。
信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので適用ありません。
次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間300日が1名
おります。このための農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込ま
れます。
次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので該当しません。
次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはナスの栽培が予定されており、地
域の防除基準に合った栽培管理を行うため、本件の権利取得により、周辺の農地の農業
上の効率的かつ総合的な、利用の確保に支障を生じないものと考えられます。
これらのことから、この申請につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しな
いため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
なお、現地につきましては、8月6日に栗山宏和委員、小松幸宏委員に確認していただ
きました。

申請番号3番です。

譲渡人、譲受人は、議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり、井ノ口の3筆で面積は合計で330㎡です。売買による所有権移転の申請で、野菜の栽培を予定しております。

所在地につきましては、9ページに地図がございます。小松久利肥料店の西側にある農地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の調査書で説明いたします。まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はナスや水稻を栽培しており、耕作すべき全ての農用地を耕作しております。今回の申請地では、野菜を栽培する予定であり、農作業に従事する家族等の状況から見て、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。信託引き受け除外要件につきましても、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間300日が4名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には野菜の栽培が予定されており、地域の防除基準に合った栽培管理を行うため、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

現地につきましては、8月9日に大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。説明は以上です。

会長 はい。現地確認委員の報告を申請番号1番2番を栗山浩和委員、申請番号3番を大久保暢夫委員お願いします。

栗山委員 はい。申請番号1番2番です。8月6日に現地確認してきました。報告のとおりです。

大久保委員 申請番号3番です。9日に確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

会長 はい。それでは、審議をお願いします。

小松委員 この3番やけど。たった3畝で400万円はおかしいと思う。3反じゃなくて、3畝でね？野菜を作るにしても、あまりにも非常識やと思うけど。

事務局 (弘井) 実際、この農地の西側を今後宅地で購入する計画があると聞いています。そのうち5条申請が出てくる予定があって、その土地との兼ね合いがあつてのことじゃないかと思います。

小松委員 分かりました。

会長 はい。ほかに無いようですので、採決をいたします。
議案第2号農地法第3条許可申請について、原案どおり認め許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい。全員賛成です。

よって、議案第2号農地法第3条許可申請について、原案どおり認め許可することに決定しました。

続きまして、報告第3号農地法第4条届出についてを議題とし事務局が説明いたします。

事務局 (弘井) 報告第3号農地法第4条届出報告について説明いたします。議案書は10ページをご覧ください。農地を転用する場合は、転用の許可は県の許可を受ける必要がありますが、自身の農地に200㎡以内の農業用施設を建てる場合は、届出だけでよいというのがあります。今回それが1件ありました。申請番号1番、申請者申請地は議案書に記載のとおり、現地の写真をお配りしますのでご確認ください。所在地につきましては、11ページに地図がありますので、ご覧ください。この写真の1枚目に見えますように農業用倉庫が現在、1棟建っております。その東側にもう1棟倉庫を整備する届出となっております。その東側にもう一度総を整理する届出となっております。こちら現地につきましては、8月7日に、福本隆憲委員、入交大輔委員に現地を確認していただいております。また、こちら農業用倉庫を建築するにあたって、周辺の農地からの同意は得ております。説明は以上です。

会長 はい。
現地確認委員の報告を福本隆憲委員、お願いします。

福本委員 現地確認してきました。報告のとおりです。

会長 ただいまの報告第3号について、質問、意見がございましたら、よろしく申し上げます。別にないようですので、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思います。続きまして、議案第4号農地法第5条第1項許可申請についてを議題として事務局が説明をいたします。

事務局 (弘井) はい。議案第4号5条申請について説明いたします。
今回は4件の申請が提出されております。
議案書は12ページをご覧ください。それでは、申請番号1番です。譲渡人、譲受人は議案書に委細のとおりで、地目は田、面積は206㎡で、転用目的は個人住宅の建築です。場所は13ページに地図を掲載しております。あわせて現地の写真もお配りしますのでご確認ください。場所は西浜、安芸おひさま保育の南側にある農地です。
現地確認は、8月14日に川島一義委員、公文啓子委員、渡辺禎宏委員にさせていただいております。
次に、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。
1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地に当たると判断しております。
理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。
続きまして、2の一般基準について説明いたします。検討事項1、理由についてですが、譲受人は、安芸市の実家近くに自己住宅の建築を計画しておりました。実家の近辺及び高台であることを条件として、適当な土地を探していたところ、近所の方から、当該申

請地が売りに出ていることを聞き、検討、購入を検討したとのこと。

現地を確認したところ、周辺には、新築住宅が建築されており、日当たりも良好で、前面の道路も整備されており、広さも十分であることから、こちらを選定したものです。他に適した用地もないことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。資力や信用につきましては、預金証書の写し及び領収書の写し等を確認し、問題がないと判断しました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、個人住宅用地として転用面積が妥当であると判断しております。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は保育所、南側は市道をはさんで駐車場、東側は譲渡人所有の農地、西側は宅地です。

生活排水は浄化槽で処理後に南側市道側溝へ、雨水も南側市道側溝へ排水する計画です。これらのことから、転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断しております。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではございません。

申請地は、都市計画区域外、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断しております。

次ですが、申請番号2番と3番は、個人住宅と、その住宅への進入路の転用となっておりますので、一括で説明させていただきます。

申請番号2番及び3番ですが、譲渡人、譲受人は申請地は、それぞれ議案書に記載のとおりです。

地目はどちらも畑、面積は、住宅に転用する方が208㎡、進入路の方は129㎡です。

場所は14ページに地図を掲載しております。あわせて現地の写真もお配りしますのでご確認ください。場所は黒鳥、県立総合病院の北東の方向にある農地です。

現地確認は8月14日に川島一義委員、公文啓子委員、渡辺禎宏委員にいただきました。

次に別紙のA3サイズの、農地法第5条の調査書をご覧ください。

こちら、表に2番があつて、裏に3番で見づらくなっておりまして申し訳ないです。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は、どちらも第二種農地に当たると判断しております。理由は安芸総合病院前駅から500メートル以内にある農地であるためです。

続きまして、2の一般基準について説明します。

検討事項1、理由についてですが、譲受人は、現在、夫婦と子供の4人で借家に住んでおりますが、手狭になってきたため、戸建住宅を新築したいと考えておりました。

譲受人の職場と、妻の職場に通勤しやすい安芸市内に住みたいと思い、津波の浸水が予想されておらず、子供の通園通学にも便利な土地を探しておりました。当該申請地は、それらの条件を満たすものであるため、選定したものです。

他に適した用地がないことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

進入道路につきましても、2の住宅への侵入路のため、他の土地をもって代えることはできません。

また、この進入路につきましては、申請地東側の農地への進入にも使用するため、今回転用許可になりましたあと、譲受人への持ち分の移転は3分の1になると聞いております。

資力や信用につきましては、融資見込み証明書の写しを確認し、問題ないと判断しまし

た。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用を確実に行われると判断しました。

次に周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は宅地及び同意のある農地、南側は同意のある農地、東側も同意のある農地、西側は宅地です。

生活排水は浄化槽で処理後、申請地東側から南東側の農地を通り水路へ、雨水は砂利、芝生部分及び進入路部分は自然浸透、建物部分への雨水は、こちらも申請地東側から南東側の農地を通り水路へ排水する計画となっております。

これらのことから、転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断しております。

また、道路占用工事につきましては、市建設課と協議済みとなっております。

特定土地改良事業との関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で農業振興地域内ですが、農業地区域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は、許可相当であると判断しております。

次に申請番号4番です。

譲渡人、譲受人、申請地は、議案書に記載のとおり、地目は田で面積は395㎡。転用目的は、個人住宅の建築です。場所は、15ページに地図を掲載しております。あわせて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は、川北、清香園の北西方向にある農地です。現地確認は8月13日に樋口なぎさ委員、中平秀一委員にさせていただいております。

次に、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地に当たると判断しております。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも、該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。検討事項①の理由についてですが、譲受人は、高知市内のアパートに家族4人で暮らしております。第二子の出生に伴い、借家が手狭となったため、子育て環境のことや、将来の家族の介護なども考え、夫婦の実家へ室戸市と高知市のようです。その中間地点である安芸市周辺で住宅を建築するための候補地を探しておりました。

そしたら、知人の方からですね、当該申請地のことを聞いたということで、ご家族の間で検討した結果、津波の心配もなく、住宅を建築するのにちょうどぐらいの広さで、子育て等の環境もよさそうであるため選定したとのことです。

他に適した用地がないことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、融資見込み証明書類の写しを確認し、問題ないと判断しました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用が確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画が提出されており、個人住宅用地として、転用面積が妥当であると判断しております。

次に、周辺農地への支障につきましてですが、当該申請地の北側及び西側は同意のある農地、南側は市道及び河川。東側は宅地及び譲渡人所有の農地となっております。

生活排水は浄化槽で処理後、南側市道側溝へ。雨水についても南側市道側溝へ排水する計画です。

川北土地改良区からは、異議がない旨の意見書が提出されております。

これらのことから、転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断しております。特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外、農業振興地域内ですが、農用地区域外、総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の拡張結果、転用計画は許可相当であると判断しております。説明は以上です。

会長 現地確認委員の報告を申請番号 1、2、3 番を川島一義委員に、申請番号 4 番を樋口なぎさ委員、お願いします。

川島委員 1 番 2 番 3 番です。8 月 14 日に現地確認してきました。内容については、説明のとおりです。

樋口委員 申請番号 4 です。さきほどの説明に間違いございません。

会長 それでは、審議をお願いします。
別に無いようですので、採決をいたします。
議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項許可申請については、申請どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい。全員賛成です。

よって議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項許可申請については、申請どおり決定いたしました。

続きまして、議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局 (小松) それでは、議案第 5 号農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画決定について説明いたします。
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の経過措置を適用して、従来の農用地利用集積計画を定めようとするものです。議案書は 16 ページになります。
今回は 1 件の申請がありました。
申請番号 1 番です。貸付人借受人は、議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり、赤野の 1 筆で、地目は田、面積は 1,150 m²です。
ナスを栽培する予定をしており、賃借期間は 2 年で、賃借料は 10 万円で、新規設定する計画です。
現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、17 ページに地図がございます。レストラン矢流の北東方向にあり、議案第 2 号で、3 条許可申請のあった農地の東方向にあります。
経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A3 の、農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。
現地につきましては、8 月 6 日に栗山宏和委員、小松幸宏委員に確認していただきました。説明は以上です。

会長 現地確認委員の報告を、栗山浩和委員、お願いします。

栗山委員 8月6日に現地に行ってまいりました。説明のとおりです。

会長 それでは、審議をお願いいたします。
別に無いようですので、採決をいたします。
議案第5号、農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積画決定については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい。全員賛成です。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法 農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定しました。

続きまして、議案第6号、農地中間管理事業法 第19条の2農用地利用集積計画(一括方式)決定についてを議題として、事務局が説明をいたします。

事務局 (小松) はい。議案第6号、農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画(一括方式)決定について説明いたします。議案書は18ページです。
今回は2件の申請が出ています。
農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画を活用した案件となります。
申請番号1番です。
貸付人借受人、転貸人は、議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり土居の2筆で、地目は田、面積は合計で1,716㎡です。
作物は、借受人が、ナスを栽培する予定をしております、賃借期間は15年間で、賃借料は11万9,000円の条件で新規設定する計画です。
現地の写真をお配りしますのでご確認ください。所在地につきましては、19ページに地図がございます。市役所の東方向にある農地です。
経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。
現地につきましては、8月7日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

申請番号2番です。貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の2筆で、地目は田、面積は合計2,365㎡です。
作物は借受人がナスを栽培する予定をしております、賃借期間は15年間で、賃借料は、23万6,500円の条件で新規設定する計画です。
現地の写真をお配りしますのでご確認ください。所在地につきましては、20ページに地図がございます。春日橋の北西方向にある農地で、避難タワーの北方向です。
経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、別紙A3の、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。現地につきましては、8月7日に、福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。
説明は以上です。

会長 現地確認委員の報告を入交大輔委員、お願いします。

入交委員 8月7日に現地確認してきました。説明のとおりです。

会長 それでは、審議をお願いします。
別に無いようですので採決をいたします。
議案第6号、農地中間管理事業法第19条の2の、農用地利用集積計画（一括方式）決定についてを、原案通り決定することに賛成の方はお願いします。

はい。全員賛成です。
よって、議案第6号、農地中間管理事業法、第19条の2の農用地利用集積計画（一括方式）決定については原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第7号の非農地証明願についてを議題として事務局が説明をいたします。

事務局 はい。議案第7号、非農地証明願について説明いたします。
(弘井) 議案書は21ページです。
今回は、2件の申請が出ております。
それでは、申請番号1番です。
申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、登記簿地目は、田。面積は66㎡となっております。
所在地の地図は22ページに記載しております。港町にある土地で、安芸市民会館、あさぎり公園の南、国道をはさんで南側、現在は住宅建物が建っております。現地の写真をお配りしますのでご確認ください。
現地は、昭和38年頃に木造の住宅が建築され、そのまま現在に至っております。
現地の状況及び名寄帳を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上経過していて、農地の証明が可能であると判断しております。
現地につきましては、8月14日に川島一義委員、公文啓子委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

次に、申請番号2番です。
申請人申請地は議案書に記載のとおりで、登記簿地目は、田。面積は、2筆合計で39㎡となっております。
所在地の地図は23ページに掲載しております。川北江川地区にある土地となっております。現地の写真をお配りしますのでご確認ください。
現地は、昭和60年頃、現在の使用者が車庫を建築し、現在に至っております。
現地の状況及び安芸市税務課が発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上経過しており、非農地の証明が可能であると判断しております。
現地につきましては、8月13日、樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただきました。
説明は以上です。

会長 現地確認委員の報告を申請番号1番は公文啓子委員、申請番号2番は中平秀一委員、お願いします。

公文委員 8月14日に現地確認してきました。説明に間違いありません。

中平委員 8月13日に現地確認してきました。報告のとおりです。

会長 それでは、審議をお願いします。
別にないようですので、採決をいたします。

議案第7号、非農地証明願について、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい。全員賛成です。

よって、議案第7号 非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。

以上で議案審議は終了いたしました。
それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局 (小松) 私の方から2点ございます。
まず1点目ですけれども、皆さんの机にお配りしておりますが、農業者年金加入推進特別研修会が、オンラインで開催される予定となっております。こちらの第1会議室で受講できるように準備しますので、参加可能な方はできるだけ参加していただければと思います。
対象者が、加入推進部長と女性委員さん、新任委員さんというふうになっておりますが、ほかの農業委員さんも可能な範囲で受講していただければと思います。
出席可能な方は、明後日の水曜日までにご連絡いただきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。
2点目ですが、集落座談会です。
こちらの色のついたチラシをお配りしておりますが、こちら先週の金曜日23日からスタートしています地域計画の策定に係る集落座談会を、安芸市内11地区で、年度内に2回ずつ開催予定となっております。農業委員の皆様には、それぞれ個別にご案内が届いている方も多いかと思いますが、ただ、今週は、明日の火曜日に予定しておりました、土居僧津地区は台風の影響のために9月24日に延期が決定しております。その次の30日金曜日の東川地区の方も、ちょっとこの状況ですと、日程の方が延期になる可能性が高いと見込まれます。また、個別にご案内があるかと思うので、ご協力のほう、どうぞよろしくお願い申し上げます。
それでは、最後に、9月の定例会の予定ですけれども、9月27日の金曜日の予定となっております。当初は、25日予定でしたが、9月議会の関係で、27日金曜日に変更しておりますので、ご参加のほう、よろしくお願いいたします。

会長 以上で本日の定例会議日程はすべて終了いたしました。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第21条第2項の規定により署名する。

令和6年9月27日

安芸市農業委員会
会長

内川 昭二

会議録署名委員

樋口 なぎさ

会議録署名委員

西岡 秀輝